特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

特別支援教育を受ける児童、生徒や、通級による指導を受けている児童、生徒は、年々増加しており、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要となっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級等への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠です。また今日、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも特別支援教育のさらなる拡充が必要です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 障がいのある児童、生徒に対する介助や、発達障がいの児童、生徒に対する学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援を行うこと。
- 2. 学校の保護者向け窓口として、また、福祉、医療等の関係機関等との連絡調整の 役割を担う特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援を行うこと。
- 3. 医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師等の専門職の適切な配置への支援を行うこと。
- 4. 各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援を行うこと。
- 5. GIGAスクール構想で整備された1人1台の端末を、特別支援学校・学級において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための(仮称)特別支援教育デジタル支援員の配置への支援を行うこと。
- 6. 特別支援学校における教育の質の向上を図るため、教職員への特別支援学校教諭 免許状の取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進 等を行うこと。あわせて、特別免許状制度についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

枚方市議会議長 藤田幸久

〈提 出 先〉

文部科学大臣

厚生労働大臣

こども家庭庁長官